日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成30年3月20日	山口県知事(4)第01511号	株式会社三和（株式会社フジショウ）
平成30年3月27日	東京都知事(1)第31585号	株式会社スカイキャピタル（株式会社みんなのクレジット）
平成30年4月1日	大阪府知事(6)第11188号	日本ハムビジネスアソシエ株式会社（日本ハムライフサービス株式会社）

平成30年5月16日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
高知県知事(4)第01497号	キャッシングとらすと
岡山県知事(12)第00571号	アイワ
佐賀県知事(12)第00181号	佐賀共友商事株式会社
兵庫県阪神北県民局長(4)第24162号	伊丹リース
岡山県知事(4)第02135号	株式会社マスカットクレジット
大阪府知事(2)第12976号	池田泉州ターンアラウンド・パートナーズ株式会社

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第１項の規定に基づき、平成30年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成30年６月６日　　法務大臣　上川　陽子

１　申請資格　土地家屋調査士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

２　申請期間　平成30年７月６日（金曜日）から平成30年７月19日（木曜日）まで

３　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を２の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成30年７月25日（水曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

４　認定手数料　4,300円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

５　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成30年10月１日（月曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

法　　務

公証人任免

大阪法務局所属公証人籏尾正は願により公証人を免ぜられた。

佐藤明は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人籏尾正の後任を命ぜられた。（以上五月十七日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人寺島健の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成30年６月６日　　千葉地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第７０８８７号

東京都杉並区和田３丁目９番４号

申立人　金子千英子

本籍東京都杉並区上荻２丁目95番地、最後の住所東京都杉並区上荻２丁目22番３号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成30年３月12日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和34年10月15日、職業不詳

被相続人　亡　伊藤　まみ

事務所東京都千代田区丸の内３丁目１番１号国際ビル839区　中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

東京家庭裁判所

平成３０年（家）第７００６号

東京都八王子市台町１－８－５

申立人　佐藤　孝明

本籍神奈川県相模原市緑区千木良476番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区佐野川3440番地１　しらゆき、死亡の場所神奈川県相模原市緑区、死亡年月日平成29年８月12日、出生の場所不明、出生年月日昭和19年１月１日、職業無職

被相続人　亡　堀　　武夫

神奈川県相模原市南区相模大野８丁目10番６号ユタカビル６階　相模大野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松浦　　薫

横浜家庭裁判所相模原支部

平成３０年（家）第４０１７号

長野市大字南長野県町597番地５

申立人　長野県信用保証協会

本籍長野県駒ヶ根市赤穂9571番地１、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂9571番地１、死亡の場所長野県駒ヶ根市、死亡年月日平成28年11月６日、出生の場所山口県吉敷郡仁保村、出生年月日昭和21年２月10日、職業不明

被相続人　亡　小島　和幸

長野県伊那市境1047番地　中村ビル　平島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平島　史彦

長野家庭裁判所伊那支部

平成３０年（家）第４０２１号

長野県上伊那郡辰野町大字横川4910番地２号

申立人　小澤みち子

本籍長野県上伊那郡辰野町大字小野4073番地、最後の住所長野県上伊那郡辰野町大字小野4073番地、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成30年３月26日、出生の場所長野県岡谷市、出生年月日昭和31年１月30日、職業自営業

被相続人　亡　田中　健二

長野県上伊那郡辰野町大字平出2379番地４

相続財産管理人　司法書士　川村　和康

長野家庭裁判所伊那支部

平成３０年（家）第３０１７号

静岡県掛川市高瀬675番地

申立人　奥田　敏夫

本籍静岡県掛川市高瀬675番地、最後の住所静岡県掛川市高瀬675番地、死亡の場所静岡県掛川市、死亡年月日平成27年10月18日、出生の場所静岡県小笠郡佐束村、出生年月日昭和29年10月５日、職業パート社員

被相続人　亡　奥田　博美

静岡県掛川市高御所1655番地の２、事務所静岡県掛川市久保１丁目２番６号

相続財産管理人　司法書士　花田　眞吾

静岡家庭裁判所掛川支部